

令和6年10月22日

各 位

鴻 池 健 康 保 険 組 合

健康保険証の廃止について

健康保険証については、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速するという方針が示され、令和5年12月22日の定例閣議において、健康保険証の廃止日が令和6年12月2日に決定しました。

「現行の健康保険証」と「マイナ保険証」、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」について、直近の情報をお知らせいたします。

1 《現行の健康保険証》

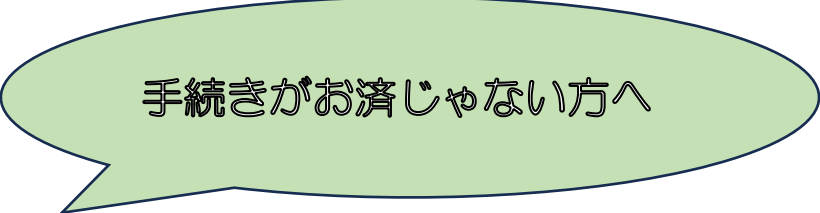
令和6年12月2日に廃止・・・・・・・・新規発行、再発行ともに廃止。

令和7年12月2日に使用停止・・・・・・・・既存の健康保険証に限り、経過措置として、令和7年12月1日迄使用可能。

(令和6年12月2日以降、健康保険証の新規交付・再交付が廃止され、マイナンバーカードでの受診が原則となります。できる限り速やかに「マイナ保険証」での受診に切り替えていただきますようお願いいたします)

2 《マイナ保険証》

- マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- 登録済であれば、現時点でも使用できます。
（※）オンライン資格確認を実施している医療機関等に限る。
- 入院など、医療費が高額になる際に必要な限度額適用認定証の発行手続きが不要となります。（※）住民税が非課税の方を除く。
- 70 歳以上の方の高齢受給者証の提示が不要となります。



手続きがお済じゃない方へ

今から準備すると便利です！マイナ保険証の手続き案内

- ① マイナンバーカードを申請する
マイナンバーカード総合サイト（地方公共団体情報システム機構 HP）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>
- ② マイナンバーカードを健康保険証登録する
マイナンバーカードの健康保険証利用方法（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html
- ③ 登録状況を確認する
マイナポータル（デジタル庁 HP）
https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

3 《資格確認書》

令和7年12月2日に健康保険証は利用できなくなり、マイナ保険証若しくは資格確認書による医療機関等の受診となります。

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ利用登録をしていない方については、当健保組合から「資格確認書」の発行を受けることで保険診療を受けることができます。

- マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいときに必要です。
- 有効期限があります。なお、発行・使用開始は令和6年12月2日です。
- 限度額適用認定証の発行手続きや、高齢受給者証の提示が別途必要となります。
- マイナ保険証に付与されているメリットはありません。(P5 参照)

「資格確認書」の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

資格確認書は、令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、事業所を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行します。

【既存加入者】

令和7年12月2日以降、当健保組合が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

（※）マイナ保険証を持っていない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の様式（サイズ、材質等）、および申請様式については、現在検討中ですので、決定次第お知らせいたします。

4 《資格情報のお知らせ》 令和 6 年 10 月 9 日送付済

- マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにすることができる。
- 容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなる。
- 限度額適用認定証の発行手続きや、高齢受給者証の提示が別途必要となります。
- マイナ保険証に付与されているメリットはありません。(P5 参照)

※令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の廃止後は新規取得者（被扶養者分を含む）に発行します。
(健康保険の資格取得日、記号番号等の資格情報をお知らせするため)

〈参考〉

	名称	形状	取得方法	使用目的と方法	メリット	デメリット
①	マイナ保険証		マイナンバーカード入手後 保険証の利用 登録が必要	医療機関等に受診する ときカードリーダーで読み取り	○薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、より良い医療が受けられる ○「限度額適用認定証」「高額受給者証」等の手続きが不要 ○マイナポータルで医療費通知情報が入手でき、確定申告等が容易など	登録が必要 (面倒)
②	資格情報のお知らせ		全加入者に 一斉交付	カードリーダーが使えない医療機関等に受診するときにマイナンバーカードと併せて提示		
②	資格確認書	 ※1 未決定	マイナ保険証を所持していない方等に交付※2	マイナ保険証を持っていない方が医療機関等に受診するときに提示	現行の健康保険証と同じ感覚で使える	○有効期限※3がある ○「限度額適用認定証」「高額受給者証」等の手続きが必要 ○薬剤情報などを医師等に申告する必要がある ○確定申告等前に医療費通知の発行を受ける必要がある

※1 材質は紙とプラスチック、サイズはカード、ハガキ、A4とありますが、現在検討中。

※2 申請交付と職権交付有り。

※3 5年以内で現在検討中。